

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

- (令和元年 8 月 8 日付け元介第 265 号健康福祉部長通知)
- 【一次改正】(令和 2 年 3 月 31 日付け元介第 678 号健康福祉部長通知)
- 【二次改正】(令和 3 年 3 月 26 日付け 2 介第 901 号健康福祉部長通知)
- 【三次改正】(令和 4 年 12 月 13 日付け 4 介第 925 号健康福祉部長通知)
- 【四次改正】(令和 5 年 7 月 11 日付け 5 介第 411 号健康福祉部長通知)
- 【五次改正】(令和 7 年 3 月 7 日付け 6 介第 1132 号健康福祉部長通知)
- 【六次改正】(令和 7 年 4 月 22 日付け 7 介第 90 号健康福祉部長通知)
- 【七次改正】(令和 8 年 3 月 13 日付け 7 介第 1133 号健康福祉部長通知)
- 【八次改正】(令和 8 年 6 月 4 日付け 8 介第 236 号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成 18 年 5 月 29 日老発第 0529001 号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。）第 3 により県が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第 2 補助金の交付の対象となる事業は、国要綱第 3 の 2 に規定する次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

ア 対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 5 条第 6 項第 1 号に規定する避難が困難な要介護者をいう。）を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

(ア) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B 型）

(イ) 定員 30 人以上の有料老人ホーム

(ウ) 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

イ 対象事業

(ア) 延べ面積 1,000 m²未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業（スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。）

(イ) 延べ床面積 300 m²未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業

(ウ) 延べ床面積 500 m²未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

(2) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

ア 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和 4 年 4 月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

(ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム

(イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設

(ウ) 定員 30 人以上の介護医療院

(エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B 型）

(オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム

イ 対象事業

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施

する事業

(3) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

ア 対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において防災・減災等事業支援特例交付金を充ててイの国土強靱化対策事業に掲げるいずれかの事業を実施するもの

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム

イ 国土強靱化対策事業

(4)の高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、(5)の高齢者施設等の水害対策強化事業及び(7)の高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

ウ 対象事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（別記に定めるものをいう。）を実施する事業

(4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

ア 対象施設

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム

イ 対象事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

- (ア) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
- (イ) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、
発災後 3 日間（72 時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

(5) 高齢者施設等の水害対策強化事業

ア 対象施設

イの対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム

イ 対象地域

- (ア) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域
- (イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条により指定された土砂災害特別警戒区域
- (ウ) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域

- (エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (オ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条により指定された津波災害警戒区域及び同法第 72 条により指定された津波災害特別警戒区域
- (カ) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- (キ) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域（同法第 14 条により指定された洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- (ク) その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条により作成された地域防災計画等で定める区域

ウ 対象事業

イの対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後 17 年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ 2 階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修 ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの） ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業

ア 対象施設

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム

イ 対象事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更

新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

(7) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

ア 対象施設

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム
- (カ) 定員 30 人以上の有料老人ホーム
- (キ) 定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- (ク) 通所介護事業所
- (ケ) 老人福祉センター（特A型・A型・B型）
- (コ) 老人福祉施設付設作業所
- (サ) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (シ) 在宅複合型施設

イ 対象事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

(8) 高齢者施設等の換気設備整備事業

ア 対象施設

- (ア) 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設
- (イ) 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- (ウ) 定員 30 人以上の介護医療院
- (エ) 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- (オ) 定員 30 人以上の養護老人ホーム
- (カ) 定員 30 人以上の有料老人ホーム
- (キ) 定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）

イ 対象事業

高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

2 前項の補助事業のうち、令和9年度以降に(2)に掲げる社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業及び(3)に掲げる国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業を実施する者は、別に定めるところにより、中長期的な修繕計画を提出するものとする。

（補助金の対象外）

第3 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助金額の算定方法)

第4 補助金額は、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助基準単価に第3欄に定める単位数を乗じて得た額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（交付決定額の20%以内の減額変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円（市町村にあっては、単価50万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る契約を締結したときは、その都度その旨を当該契約締結の日から10日以内に知事に報告すること。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第1号により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円（市町村にあっては、単価50万円）以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならない。
- (10) この補助金の交付に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 市町村以外の補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(申請書手続)

第6 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 事業計画書
- (3) 申請額算出内訳
- (4) 補助事業に係る歳入歳出予算書又は歳入歳出予算見込書の抄本
- (5) 確認書
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

（変更承認の申請等）

第7 第5の規定による変更等の承認申請は、次の各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業計画変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金完了期限延長承認申請書（様式第5号）

（申請の取下げ）

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請取下書（様式第6号）を知事に提出して行うものとする。

（工事着工報告）

第9 補助事業者は、工事に着工したときは、着工の日から5日以内に長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金着工報告書（様式第7号）により、知事に報告するものとする。

（状況報告）

第10 補助事業者は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金進捗状況報告書（様式第8号）により知事に報告するものとする。ただし、12月末日時点において補助事業が補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までの完了見込みである場合は、この限りでない。

（実績報告書、関係書類及び提出期限）

第11 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実績報告書
- (3) 精算額算出内訳
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日とする。）から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金年度終了実績報告書（様式第10号）によるものとし、交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

（補助金の概算払）

第12 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の精算払）

第13 補助事業者が事業完了後補助金の精算払を受けようとするときは、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金精算払請求書（様式第11号）を知事に提出して行うものとする。

(事前着手)

第 14 補助事業は、原則として交付決定後に着手するものとするが、やむを得ない事由により、交付決定前に着手する必要がある場合には、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金指令前着手届（様式第 12 号）を事業着手前に知事に提出するものとする。

(返還期限延長申請等)

第 15 規則第 16 条第 3 項の規定による返還期限の延長申請は、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還期限延長申請書（様式第 13 号）を、返還請求の取消しの申請は、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還請求取消申請書（様式第 14 号）をそれぞれ知事に提出して行うものとする。

(加算金及び延滞金の免除申請)

第 16 規則第 17 条第 7 項の規定による加算金又は延滞金の免除申請は、長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還加算金（延滞金）免除申請書（様式第 15 号）を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第 17 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1 部とする。

(細則)

第 18 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年（2020 年）3 月 31 日付け元介第 678 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年（2021 年）3 月 26 日付け 2 介第 901 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から適用する。

附則（令和 4 年（2022 年）12 月 13 日付け 4 介第 925 号）

この要綱は、令和 4 年 12 月 13 日から適用する。

附則（令和 5 年（2023 年）7 月 11 日付け 5 介第 411 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年（2025 年）3 月 7 日付け 6 介第 1132 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年（2025 年）4 月 22 日付け 7 介第 90 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 8 年（2026 年）3 月 13 日付け 7 介第 1133 号）

この要綱は、令和 7 年 12 月 16 日から適用する。

附則（令和 8 年（2026 年）6 月 4 日付け 8 介第 236 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

大規模修繕等支援事業における内容について

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業等については、次の区分ごとの内容とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	知事が必要と認めた上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

1 区分	2 補助基準単価	3 単位数	4 補助率	5 対象経費	
(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
(広域型施設等) ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム ・宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所	スプリンクラー設備を設置する事業（広域型施設等）				
	1,000㎡未満の場合	10,460円	整備対象面積対象（㎡）	10/10	
	1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	10,460円/㎡と2,630千円の合計額	対象施設ごと	10/10	
	300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,170千円	施設数	10/10	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	351千円	10/10			
(2) 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム	66,400千円の範囲内で 知事が認めた額	施設数	3/4	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
(3) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム	31,600千円の範囲内で 知事が認めた額	施設数	2/3		
(4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4		
(5) 高齢者施設等の水害対策強化事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4		
(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム	知事が認めた額	施設数	3/4		
(7) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る） ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	知事が認めた額	施設数	3/4		
(8) 高齢者施設等の換気設備整備事業					
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る）	4,310円	整備対象面積（㎡）	10/10		

※ 広域型施設等とは、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設される場合を除く。）については定員30名以上、通所介護事業所については定員19名以上の施設のことをいう。ただし、既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業においては、介護医療院を除く。

※ 第3欄の整備対象面積について

・「(1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業」の整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

・「(8) 高齢者施設等の換気設備整備事業」の整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、知事が必要と認めた面積とする。

※ 以下の事業について、第5欄の対象経費の実支出予定額が以下に掲げる下限額を下回る場合、第2欄の補助基準単価は0円として取り扱うものとする。

・「(4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」 下限額：5,000千円（ただし、燃料タンクを整備する場合は0千円）

・「(6) 高齢者施設等の給水設備整備事業」 下限額：5,000千円

(様式第1号)

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定を受けた令和 年度長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(様式第2号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年度において、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を下記のとおり実施
したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 施設の種別、名称
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 交付申請額算出内訳
 - (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (4) 確認書
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(様式第3号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を下記のとおり変更したいので承認してください。

記

1 既交付決定額及び変更交付申請額

施設名	変更概要及び 変更理由	既交付決定額 (千円)	変更額 (千円)	変更交付申請額 (千円)

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳
- (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (3) その他参考となる書類

(様式第4号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった
長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を下記のとおり中止（廃止）したいの
で承認してください。

記

- 1 施設名
- 2 中止（廃止）の理由

(様式第5号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の完了期限を下記のとおり延長したいので承認してください。

記

- 1 事業内容
- 2 完了しない理由
- 3 令和 年3月末日現在進捗率（見込み）
- 4 事業完了予定期日

(様式第6号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請取下書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で補助金の交付決定のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 施設名
- 2 取下げの金額 (交付決定額)
- 3 取下げの理由

(様式第8号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金進捗状況報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和 年度長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の進捗状況は下記のとおりです。

記

1 施設名

2 工期 着工年月日 令和 年 月 日
竣工(予定)年月日 令和 年 月 日

3 進捗状況(令和 年12月末現在)
出来高 %

4 令和 年3月末における進捗見込
出来高 %

※繰越を必要とする場合にあつては、理由書(様式任意)を添付すること。

(様式第9号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度長野県
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種別、名称
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 精算額算出内訳
 - (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(様式第 10 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の令和 年度における実績は、下記のとおりです。

記

- 1 長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の年度終了実績報告書

(様式第 11 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（概算払・精算払）請求書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県（指令・達） 第 号で（交付決定・額の確定）の
あった令和 年度長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を下記のとおり
（概算・精算）払いしてください。

記

補 助 金（交付決定・ 確定）額	既 に 支 払 い を 受 け た 額	今 回 請 求 額
円	円	円

<振込口座>

金融機関名 銀行 支店
口座番号
口座名義

担当者名：
連絡先（電話番号）：
（住所）：

(様式第 12 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金指令前着手届

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付で内示を受けた令和 年度長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金につきましては、下記のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、本件に係る交付決定がされなかった場合において、異議は申し立てません。

記

- 1 施設名
- 2 事前着手の理由
- 3 着手及び完了予定年月日

(様式第 13 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還期限延長申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で請求のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の返還期限を下記のとおり延長してください。

記

- 1 返還を命じられた理由
- 2 延長申請の理由
- 3 延長申請の納期 年 月 日

(様式第 14 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還請求取消申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で請求のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の返還を取り消してください。

記

- 1 返還を命じられた理由
- 2 返還請求取消申請の金額
- 3 返還請求取消申請の理由

(様式第 15 号)

長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
返還加算金（延滞金）免除申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様

(住 所)
(法人等名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で請求のあった長野県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還請求に係る加算金（延滞金）を下記の理由により免除してください。

記

- 1 加算金（延滞金）の金額 円
- 2 加算金（延滞金）免除申請の理由